

2025年4月23日

各 位

株式会社クシム

仮代表取締役 大月 雅博

(証券コード：2345 東証スタンダード市場)

(お問い合わせ先) 仮代表取締役 大月 雅博

電話03-6427-7380 (代表)

(開示事項の経過) 社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、2025年3月28日付「保有暗号資産等にかかる評価額の過年度訂正に関するお知らせ」にてお知らせしておりましたとおり、当社グループが保有する暗号資産等の一部におきまして、当社内にて調査及び検討を重ねた結果、2024年10月期第2四半期における会計処理の一部に対して、過年度での処理とする訂正が必要であることが判明しました。

その際の調査結果につきましては、2025年4月4日付「(開示事項の経過) 社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて「調査結果報告書(要約版)」をご参照の旨をお知らせしておりましたが、2025年4月30日開催の臨時株主総会等で株主が取締役の選任等について適切に判断できるよう調査報告書の全文につきまして公表することをお知らせいたします。調査結果につきましては、添付の「調査結果報告書」をご覧ください。

なお、当該調査委員会の調査につきましては、外部機関による調査の過程において、過年度における不正確な会計処理が行われていた可能性の指摘に対して、実務対応報告において当面の取り扱いとして会計処理等が定められている中で当社見解との相違があったことから、第三者の意見として社内検討資料とする位置づけであり、調査範囲等については相違した論点に焦点を当てた調査となっております。そのため当該報告書におきましては、企業情報、取引情報および外部機関による調査(資料の提出、ヒアリング)の過程や経緯など、調査結果の一部につき開示に適さない箇所について部分的な非開示措置を行っております。

以 上

2025年3月31日

株式会社クシム 御中

調査結果報告書

株式会社クシム特別調査委員会

委員長

本澤 順子



委員

小黒 健三



委員

北川 泰裕



目 次

用 語 一 覧.....	4
別 紙 一 覧.....	8
第 1 本調査の概要（サマリ）	8
1 当委員会の設置経緯等.....	8
2 当委員会の構成と調査体制	9
3 当委員会の独立性及び調査の実行性確保措置、留意事項	10
(1) 当委員会の独立性及び調査の実行性確保措置.....	10
(2) 留意事項.....	11
4 調査対象.....	12
5 調査方法.....	13
(1) ヒアリング	13
(2) SESC（証券取引等監視委員会開示検査課）との連携	14
6 調査結果の概要.....	14
(1) 2022年10月期について.....	14
(2) 2023年10月期について.....	15
7 理由の要旨	15
(1) 2022年10月期について.....	15
(2) 2023年10月期について.....	17
第 2 調査結果の詳細.....	19
1 適用される会計基準について（総論）	19
(1) 実務報告第 38 号.....	19

(2) 時価会計基準.....	23
(3) 小括.....	27
2 本件における検討（あてはめ）	27
(1) 総論.....	27
(2) FSCC が活発な市場のある暗号資産といえるかについて	28
(3) 処分見込価額を合理的に見積もることができるか	31
1 K 社の暗号資産に関する会計方針	42
2 K 社における 2021 年 10 月期以降の FSCC の評価の方法.....	42
3 Zaif における FSCC 価格・取引量推移.....	43

時価会計基準適用指針	企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021 年 6 月 17 日改正) (企業会計基準委員会)
------------	--

別 紙 一 覧

別紙第 1 組織図

別紙第 2



別紙第 3



別紙第 4 Zaif における FSCC 価格・取引量推移

第 1 本調査の概要 (サマリ)

1 当委員会の設置経緯等

K 社は、保有する暗号資産 FSCC の評価額を、2024 年 10 月期第 2 四半期 (2024 年 4 月末時点) に備忘評価額まで評価減を行った。そうしたところ SESC から、当該会計処理のタイミング、根拠についての説明を求められ、当該会計処理の適切性について調査・検証する必要性が生じたことから、K 社と利害関係を有しない外部専門家のみを委員とする特別調査委員会の設置を決定した。

当委員会は、K 社から依頼を受け、下記の調査対象について調査を実施し、

本報告書を提出するに至ったものである。

2 当委員会の構成と調査体制

当委員会の委員長及び委員の構成は、以下のとおりである。

委員長	本澤 順子	弁護士・本澤法律事務所
委員	小黒 健三	公認会計士・やまとパートナーズ株式会社
委員	北川 泰裕	弁護士・虎門中央法律事務所

また、当委員会は、本調査を実施するに際して、下記の弁護士2名及び公認会計士2名を調査補助者として任命し、本調査の補助に当たさせた。

長與公認会計士事務所	公認会計士 長與 明子
須田公認会計士事務所	公認会計士 須田 雅秋
虎門中央法律事務所	弁護士 荒井 隆男
	弁護士 佐藤 慶

なお、当委員会の委員及び調査補助者はいずれも日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010年7月15日公表・同年12月17日改訂。以下「日弁連ガイドライン」という。）に準拠して選任されており、K社と何らの利害関係を有していない。

3 当委員会の独立性及び調査の実行性確保措置、留意事項

(1) 当委員会の独立性及び調査の実行性確保措置

当委員会による検証を迅速かつ実効的に実施するためには、K社と当委員会との間の緊密な情報連携が必要となることから、当委員会について、日弁連ガイドラインに基づく第三者委員会の形態は採用していない。もつとも、当委員会は、日弁連ガイドラインの趣旨を最大限に尊重し、当委員会の委員をK社から独立性・中立性を有する外部専門家のみで構成するとともに、概略、以下の事項をK社と合意した。

ア K社は、当委員会に対して、K社が所有するあらゆる資料、情報、役職員へのアクセスを保障するとともに、関係先についても同様のアクセスが保障されるよう最大限努力すること。

イ K社は、K社の役職員等に対して、当委員会による調査及び情報提供の要請に対する優先的な協力を行わせること。

ウ K社は、当委員会が調査報告書等を作成する場合、その起案について、委員会の判断を尊重するものとするほか、以下の事項を了承すること。

(ア) 当委員会は、調査報告書等を作成するに当たり、各種証拠を十分に吟味の上、自由心証により事実認定を行うものとし（なお、当委員会は、法律上の証明による厳格な事実認定にとどまらず、疑いの程度を明示した灰色認定や疫学的認定を行うことができるものとする。）、調査により判明した事実及びその評価を、K社の

事業運営及び現経営陣に不利になり得ることが予想される場合であっても、中立かつ独立した調査主体に基づき、調査報告書等に記載するものとする。なお、当委員会は、K社に対して、K社及びK社の関係者の利益を図る義務という趣旨での忠実義務を負わないものとする。

(イ) 当委員会は、調査実施主体として独立の立場で公的機関又は外部機関とのコミュニケーションを図ることができるものとし、これにより入手した資料及び情報等についても、調査によって得た証拠として採用し、調査を遂行することができるものとする。また、当委員会は、かかる資料及び情報等をK社に開示しないことができるものとし、本調査を遂行する過程で当委員会が独自に収集した資料等については、当委員会が処分権を専有するものとする。

(ウ) 当委員会は、調査について、専門機関による作業を必要とする事項などその一部につき自己の判断により再委託をすることができるものとする。

エ K社は、営業秘密に関する事項や第三者のプライバシーに関する事項等については、特別調査委員会の同意を得て、これらを匿名にし、又はマスキングしたものを作成して公表することができること。

(2) 留意事項

当委員会による調査及び検討結果については、以下の一般的な留保事

項を前提とするものである。

ア 当委員会の調査は、強制的な権限に基づくものではなく、全て、K社の任意の協力を得ることにより実施されたものであるため、その性質上、調査の対象となった資料等の正確性や網羅性に起因する誤謬が存在することを排除することは不可能である。

イ 本報告書の内容は、当委員会が、限定された期間内に実施した調査により判明した結果に基づくものであるため、調査期間内に、当委員会が開示を受けず若しくはアクセスできなかった資料又は事実が存在する場合には、当該資料又は事実の内容に基づき、本調査の結果に変更を生じる可能性がある。

ウ 本調査は、K社の依頼に基づき、調査対象に関する事実関係を検証したものであり、K社において対応すべき事象が認められる場合におけるその対応策の実施に寄与することを目的として実施したものである。したがって、K社以外の第三者が本報告書の一部又は全部を閲覧した場合においても、当委員会は、それによりK社に発生した損害や、当該第三者に対し、いかなる責任を負うものではない。

4 調査対象

K社において、2024年10月期第2四半期（2024年4月末時点）に、保有するFSCCの評価額を備忘評価額まで評価減しているところ、当該評価減のタイミングは適切であったといえるか。すなわち、それよりも以前の2023年10月期もしくは2022年10月期にゼロ又は備忘評価額までの評価減を行う

べきだったといえるか。

5 調査方法

K 社、UHY に対して調査対象に係る関係資料等について提出を求め、当該関係資料を検証したほか、SESC から適宜問題意識の連携を受け、また、以下のヒアリングを実施する方法により事実関係を調査した¹。

(1) ヒアリング²

ア K 社

- ・中川博貴氏（代表取締役会長）

令和 7 年 2 月 13 日、同年 3 月 4 日

- ・伊藤大介氏（代表取締役社長）

令和 7 年 2 月 13 日、同年 3 月 4 日

- ・松崎祐之氏（取締役）

令和 7 年 2 月 13 日、同年 3 月 4 日

イ UHY

¹ なお、調査対象の検討・判断に際しては、K 社及び UHY が提出した資料・ヒアリングで把握した情報及び SESC から連携を受けた情報によって精査・判断可能であると考えたこと、本件は短期間での機動的な調査・判断が求められたこと、さらに、詳細なメールのやりとり等の分析は SESC において既に行っているという情報に接したことから、当委員会としては、改めてデジタルフォレンジックによる調査を行うことは不要であると判断した。

² 主要なヒアリング結果については別紙第 3 参照。なお、当委員会は、短期間のうちに K 社及び UHY に対し多数回にわたり大小さまざまな事項に関するヒアリングや質問を行ったことから、別紙第 3 においては主要なもののみを記載している点、留意されたい。

・谷田修一氏（代表社員・公認会計士）

令和7年2月13日、同年3月5日

・安河内明氏（パートナー・公認会計士）

令和7年2月13日、同年3月5日

・
[Redacted]
[Redacted]

（2）SESC（証券取引等監視委員会開示検査課）との連携

当委員会及び補助者において、令和7年2月26日及び同年3月6日に金融庁証券取引等監視委員会に訪問し、SESCの問題意識についての説明・資料提供を受け、当委員会から、調査状況について差し支えない範囲で連携を行う等の情報交換を行った。

6 調査結果の概要

（1）2022年10月期について

2022年10月期については、FSCCのゼロ又は備忘価額までの評価減を行うとの判断をすべきであったとの可能性も否定はできないものの、2022年10月期の評価を行う時点の諸事情に鑑みれば、会社の処理も一定の合理性を有するものであると考えられる。

(2) 2023年10月期について

FSCCのゼロ又は備忘価額までの評価減は、2023年10月期には実施すべきであったと考えられる。

7 理由の要旨

FSCCは活発な市場のない暗号資産であり、活発な市場のない暗号資産については、処分見込価額が合理的に見積もれない限り、ゼロ又は備忘価額まで減額するのが原則である。そこで、処分見込価額が合理的に見積もれるかについて2022年10月期及び2023年10月期に関し、順次検討し、以下のとおり結論付けた。

(1) 2022年10月期について

ア 第三者との取引に関する事情

- ・ 2022年10月期末において、関係会社や特別の利害関係を有する者以外の第三者（以下「独立第三者」という。）である相手先に対してFSCCを売却する予定はなく、FSCCを売却する場合の見積り等も取得していなかった。
- ・ 2022年10月期末において、処分見込価額を合理的に見積もるための基礎となる「独立第三者の当事者との相対取引を行った場合の価額等」がなかった。

イ 取引所であるZaifの価格について

- ・ FSCCは取引所であるZaifに上場していた暗号資産であり、Zaif

において価格が付けられていた。一方、2022年当時、一部の相対取引では Zaif 価格の [REDACTED] % Discount で FSCC が取引されており、Zaif 価格の信頼性を疑わせる事情も存したものと見える。

- 2022年10月期時点では、Zaifの取引量は前年に比して減っていたとはいえるが、完全にFSCCの市場性を否定する決定的な要素が揃っているとはいえず、Zaif価格は公正価格（時価を構成する価格）ではないとまではいえない。

ウ FSCCの処分可能性

- 年間取引量が総発行量に占める割合は3.3%であったこと等の当時の市場環境を慎重に評価した場合、FSCCの処分見込価額をZaif価格より低く見積もるべきだったとの意見もあり得たと考えられる。
- 2022年10月末時点でのK社保有枚数は [REDACTED] 枚であり、保有枚数÷年間取引量＝ [REDACTED] 年となっていたことからすると、市場における処分が不可能とまではいえない。

エ まとめ

以上からすると、2022年10月期に関しては、慎重な検討が求められた可能性はあるが、処分見込価額を合理的に見積できなかった、と断定できる状況にはなく、ゼロ又は備忘価額までの評価減を必須とするような状況とまではいえず、ゼロ又は備忘価額までの評価損の計上を行わなかった会社の処理についても、一定の合理性を有するもので

あると考えられる。

(2) 2023年10月期について

ア 第三者との取引に関する事情

- ・ 2022年10月期末に引き続き、2023年10月期末において、いずれも「独立第三者」と呼べる相手先に対してFSCCの売却予定やFSCCを売却する場合の見積り等は取得していなかった。
- ・ 2022年10月期末に引き続き、2023年10月期末において、処分見込価額を合理的に見積もるための基礎となる「独立第三者の当事者との相対取引を行った場合の価額等」がなかった。

イ 取引所であるZaifの価格について

- ・ 2023年10月期においても、Zaif価格は「市場価格」ではあるが、流通量の低迷のなかで価格が継続的に下落していたことが明確な状況であり、第三者間の取引としてZaif価格でFSCCが大量に取引される期待を合理的に持つことは困難であり、公正価格たる時価（単価）とはいえない状況にあった。そのため、Zaif価格評価額も公正な評価額（時価）とはいえない。
- ・ 2023年10月期時点で、Zaif市場での取引は限定的であり、市場での流通性も懐疑的にならざるを得ない状況にあり、公正な評価額（時価）を形成する要件を満たしていない。

ウ FSCCの処分可能性

- ・ 2023年10月期において、FSCCのZaif価格が継続的に下落しており、通常の投資家にとってFSCCを保有することで値上がりの期待を抱かせるといえる状況にもなく、流動性は明らかに低かった。
- ・ 2023年10月に、M&Aを通じてK社グループが大量のFSCCを受け入れることとなったが、その市場価値について適切な評価が行われた形跡がない。M&A時にFSCCを簿価で受け入れたことの合理性も立証できていない。
- ・ KI社との取引では [REDACTED]
[REDACTED]
- ・ K社グループで大量のFSCCを受け入れた結果、保有枚数÷年間取引量＝ [REDACTED] 年となり、Zaif価格やそれに準じた価格で全てのFSCCを処分できると考えることは合理的とは言えない。

エ まとめ

以上のとおり、2023年10月期においては、Zaif価格は公正価格とはいえ、処分見込価額を合理的に算定するための時価算定の指標であったとは言いがたい。また、K社が大量のFSCCをM&Aによって受け入れた結果、処分可能性が著しく低下したことが指摘できる。単価及び保有量の両方の側面で、合理的に処分見込価額を見積もれる状態はいえ、FSCCをゼロ又は備忘価額まで評価減を実施すべきだったと言わざるを得ない。

第2 調査結果の詳細

1 適用される会計基準について（総論）

（1）実務報告第38号

他者が発行した資金決済法上の暗号資産に関する会計処理は、実務報告第38号に基づいて会計処理を行うこととされている（下記【図表1】（研究資料第2号の引用）参照。なお、データ利活用の都合上、下記図表の「本研究資料の調査対象」として青枠部分は原データによるものであり、本調査とは関係ない枠囲みと理解されたい。）

【図表1】 トークン等の法律上の定義とトークン類型の整理

根拠法	法律上の定義	主要なトークン類型等の通称	会計基準の定め (保有者)	会計基準の定め (発行者)
金商業等府令	電子記録移転有価証券表示権利等	投資型トークン(※1)	実務対応報告第43号(株式会社を前提とした取扱い)	
資金決済法	暗号資産	その他権利型トークン(※2) 無権利型トークン(※3) ステーブルコイン ⁹ (※4)	他者発行 実務対応報告第38号 自己発行 該当なし	該当なし
	電子決済手段	ステーブルコイン(※4)	該当なし	
なし	なし	SAFT(※5)、NFT(※6)など	該当なし	

 : 本研究資料の調査対象

なお、実務報告第38号は「資金決済法における暗号資産の会計処理に関する当面の取扱い」と題され、暗号資産の会計処理及び開示に関する

当面の取扱いとして、必要最小限の項目について、実務上の取扱いを明らかにすることを目的とするものとされている（実務報告第 38 号第 2 項）。これは、暗号資産やその取引がまだ生み出されて間もない段階にあり、法制度等も整備が続けられている状況であり、同時に、多様な会計実務が形成される可能性があるためである（実務対応報告第 38 号は、実務面での運用を重ね、相当程度の実務的評価を得ているものの、「多様な会計実務が形成される可能性」はいまだ存し、会計処理等の判断を行うことが難しい部分があり得る点、示唆される。）。本調査の調査対象に関しても、本報告書作成時点において当委員会が一義的ないし確定的な判断をすることは困難である部分もあると思料されるものの、実務上通有する実務報告第 38 号に拠りつつ、一定の提言を行うこととしたい。

さて、暗号資産の評価については、実務報告第 38 号第 6 項において、以下のとおり定められている。

実務報告第 38 号第 6 項

暗号資産交換業者及び暗号資産利用者は、保有する暗号資産について、活発な市場が存在しない場合、取得原価をもって貸借対照表価額とする。期末における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）が取得原価を下回る場合には、当該処分見込価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該処分見込価額との差額は当期の損失として処理する。

活発な市場が存在しない暗号資産について、取得原価で評価するものとされている理由は、そのような暗号資産は時価を客観的に把握することが困難であることが多く、また、時価により直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上等の制約があることから、時価の変動を企業活動の成果とは捉えないことが適当と考えられるためである（実務報告第 38 号第 37 項）。

そして、処分見込価額までの切下げを定めた理由については、実務報告第 38 号第 42 項及び第 43 項において、下記のとおり説明されている。

実務報告第 38 号第 42 項

また、我が国の会計基準においては、取得原価をもって貸借対照表価額とする資産の収益性が低下した場合、取得原価基準の下で回収可能性を反映させるように、過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために回収可能価額まで帳簿価額を切り下げる会計処理が行われている。この点を踏まえると、活発な市場が存在しない暗号資産についても、売買・換金によって資金の回収を図ることが想定されるため、評価時点における資金回収額を示す正味売却価額（時価から処分見込費用を控除して算定される金額をいう。以下同じ。）がその帳簿価額を下回っているときには、収益性が低下していると考え、帳簿価額の切下げを行うことが適当であると考えられる。

実務報告第 38 号第 43 項

ここで、活発な市場が存在しない暗号資産は、市場価格がなく、客観的な価額としての時価を把握することが困難な場合が多いと想定されることから、一般的に時価を基礎とした正味売却価額を見積ることは困難であると考えられる。このため、棚卸資産における期末評価時の時価を基礎とした正味売却価額の見積りが困難な場合の定めとして、期末日における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）を用いる取扱いが認められていることを踏まえ、活発な市場が存在しない暗号資産についても、期末における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）が取得原価を下回る場合には、処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）まで帳簿価額を切り下げることとした（第6項参照）。

なお、具体的な処分見込価額を何円と見積もるかについては、例えば、独立第三者の当事者との相対取引を行った場合の価額等、資金の回収が確実な金額に基づくことが考えられるが、資金の回収が確実な金額を見積ることが困難な場合にはゼロ又は備忘価額を処分見込価額とすることになると考えられる。

また、実務報告第38号第44項においては活発な市場が存在しない暗号資産の場合は、現時点において、その取引形態や価格形成の仕組みが現状において明らかではない旨も言及されている。

上記の各記載をまとめると、実務報告第38号に基づき、活発な市場のない暗号資産については、取得原価をもって貸借対照表価額とするが、処分見込価額が取得原価を下回る場合には、処分見込価額をもって貸借

対照表価額とし、処分見込価額が合理的に見積もれない場合には、処分見込価額はゼロ又は備忘価額とするのが原則であると考えられる。

(2) 時価会計基準

暗号資産は、時価会計基準の対象外となっている（時価会計基準第3項）。しかしながら、「時価」の考え方自体は本件において参考になると考える。なぜなら、時価を算定する目的は、現在の市場環境の下で、時価の算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格を見積ることであるとされており（時価会計基準第31項）、実務報告第38号第4項（6）に規定する「時価」の概念と整合する部分が多く、上記の実務報告第38号がいう正味売却価額、処分見込価額の検討に際して参考になると考えられるためである。

「時価」については、時価会計基準第5項において下記のとおり定められている。

時価会計基準第5項

「時価」とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう

そして、時価会計基準第5項における「秩序ある取引」については、時価会計基準第4項（2）において下記のとおり定められている。

時価会計基準第 4 項 (2)

「秩序ある取引」とは、資産又は負債の取引に関して通常かつ慣習的な市場における活動ができるように、時価の算定日以前の一定期間において市場にさらされていることを前提とした取引をいう。他から強制された取引（例えば、強制された清算取引や投売り）は、秩序ある取引に該当しない。

また、時価会計基準第 13 項 (3) において資産又は負債の取引の数量又は頻度が著しく低下している場合等が定められており、時価会計基準適用指針第 16 項、時価会計基準第 40 項及び第 41 項において関連する事項が、下記のとおり定められている。

時価会計基準適用指針第 16 項

(資産又は負債の取引の数量又は頻度が著しく低下している場合)

資産又は負債の取引の数量又は頻度が、当該資産又は負債に係る通常の市場における活動に比して著しく低下しているかどうか（会計基準第 13 項）については、入手できる情報に基づき、例えば、次の要因の重要性及び関連性を評価して判断する。

- (1) 直近の取引が少ないこと
- (2) 相場価格が現在の情報に基づいていないこと
- (3) 相場価格が時期又は市場参加者間で著しく異なっていること
- (4) これまで資産又は負債の時価と高い相関があった指標が相関しなくなったこと

- (5) 企業の将来キャッシュ・フローの見積りと比較して、相場価格に織り込まれている流動性リスク・プレミアム等が著しく増加していること
- (6) 買気配と売気配の幅が著しく拡大していること
- (7) 同一又は類似の資産又は負債についての新規発行市場における取引の活動が著しく低下しているか又は当該市場がないこと
- (8) 公表されている情報がほとんどないこと

時価会計基準適用指針第 17 項

(秩序ある取引ではない取引の取扱い)

資産又は負債の取引の数量又は頻度が当該資産又は負債に係る通常の市場における活動に比して著しく低下していると判断した場合、取引が秩序ある取引であるかどうかを判断し、取引が秩序ある取引であるかどうかに応じて、次のとおり時価の算定又はリスクに関する調整（時価会計基準第 13 項）を行う。

- (1) 取引が秩序ある取引ではない（例えば、強制された清算取引や投売り）と判断したときには、取引価格は他の入手できるインプットほどには考慮しない。
- (2) 取引が秩序ある取引であると判断したときには、時価の算定にあたって、取引価格を考慮するが、その考慮する程度は、例えば、次の状況により異なる。
 - ① 当該取引の数量

② 当該取引を時価の算定対象となる資産又は負債に当てはめることが適切であるか

③ 当該取引が時価の算定日に近い時点で行われたか

(3) 取引が秩序ある取引であるかどうかを判断するために十分な情報を入手できないときには、取引価格が時価を表さない可能性を踏まえ、取引価格を考慮する。

時価会計基準第 40 項

資産又は負債の取引の数量又は頻度が当該資産又は負債に係る通常の市場における活動に比して著しく低下したと判断した場合には、取引価格又は相場価格が時価を表しているかどうかについての評価が必要である。取引の数量又は頻度が低下したのみでは、取引価格又は相場価格が時価を表していないとも当該市場の取引が秩序あるものではないともいえない。

時価会計基準第 41 項

リスク・プレミアムに関する調整（第 13 項参照）は、現在の市場環境の下で、時価の算定日における市場参加者の秩序ある取引を反映するものであり、その算定の困難さのみでは、リスク・プレミアムに関する調整を行わない十分な根拠とはならない。

(3) 小括

以上の基準を踏まえて、暗号資産に関する評価については、(1)のとおり、活発な市場のない暗号資産については、貸借対照表価額は取得原価となるが、処分見込価額が取得原価を下回る場合には、当該処分見込価額が貸借対照表価額になる。そして、時価をベースとした正味売却価額や処分見込価額を合理的に見積もることができない場合は、ゼロ又は備忘価額まで減額するのが原則である。

この点、正味売却価額の見積もりに際しては、市場参加者間で「秩序ある取引が行われる」と想定できる（時価会計基準第5項）場合であれば、当該取引における取引価格（＝時価）を用いて暗号資産を評価すべきと考えられる。他方で、秩序ある取引が行われていない場合や、取引の数量又は頻度が著しく低下している場合には、取引価格・相場価格を用いて正味売却価格を算出することは難しい（＝ゼロ又は備忘価額が評価額となる。）と考えられる。

そして、「取引の数量又は頻度が著しく低下している場合」に当たるかどうかについては、時価会計基準適用指針第16項各号の考慮要素（直近の取引量や市場価格と取引価格の違い等）が参考になると考えられる。

2 本件における検討（あてはめ）

(1) 総論

まず、FSCC は、K 社及び K 社の関係会社以外の者が発行した資金決済

法第 2 条第 14 項に規定する暗号資産である。したがって、K 社における FSCC の会計処理については、実務報告第 38 号の対象となる（実務報告第 38 号第 3 項第 4 項）。

実務報告第 38 号によれば、暗号資産の貸借対照表価額は、活発な市場が存在する場合は、市場価格に基づく価額（実務報告第 38 号第 5 項）、活発な市場が存在しない場合は、取得原価となる。但し、期末における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）が取得原価を下回る場合には、当該処分見込価額（実務報告第 38 号第 6 項）とされている。

（2）FSCC が活発な市場のある暗号資産といえるかについて

この点について、K 社は、一貫して FSCC について、活発な市場のない暗号資産であると評価している。

実務報告第 38 号第 8 項では、

「継続的に価格情報が提供される程度に暗号資産取引所又は暗号資産販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合」を活発な市場が存在する場合として定義している。

また、実務報告第 38 号第 47 項では、

「継続的に価格情報が提供される程度に暗号資産取引所又は暗号資産販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合」については、保有する暗号資産の種類、当該保有する暗号資産の過去の取引実

績及び当該保有する暗号資産が取引の対象とされている暗号資産取引所又は暗号資産販売所の状況等を勘案し、個々の暗号資産の実態に応じて判断することが考えられる。

上記の判断に際して、例えば、「合理的な範囲内で入手できる価格情報が暗号資産取引所又は暗号資産販売所ごとに著しく異なっていると認められる場合」や、「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい場合」には、通常、市場は活発ではないと判断されるものと考えられる、とされている。

以上を前提に、各期の事情・状況に鑑みて、以下のとおり考える。

ア 2022年10月期について

2021年11月乃至2022年10月のZaif市場におけるFSCC年間取引量は1,662,301枚であった。2022年10月末時点のFSCCの総発行量は49,663,375枚、一般投資家分は8,371,329枚であり、年間取引量が総発行量に占める割合は3.3%となっている。加えて10月末時点でのK社保有枚数は■■■■枚であり、保有枚数÷年間取引量=■■年となっている。

2022年10月末時点でFSCCは、国内ではZaif市場のみにおいて上場しており、また外国市場においても4市場に上場しているのみであり、総じて取引数量は少なく、上記の「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい場合」に該当する状況であったと考えられる。

本状況に鑑みると、2022年10月期の段階においては、FSCCは十

分な数量及び頻度で取引が行われている場合には該当しないものと考えられる。

イ 2023年10月期について

2022年11月乃至2023年10月のZaif市場におけるFSCC年間取引量は1,054,044枚であった。FSCCの総発行量は49,428,440枚、年間取引量が総発行量に占める割合は2.1%となっている。加えて10月末時点でのK社保有枚数は■■■■枚であり、保有枚数÷年間取引量=■■■■年となっている。

2023年10月末時点でFSCCは、国内ではZaif市場のみにおいて上場しており、また外国市場においても4市場に上場しているのみであり、総じて外国市場における取引数量は少なく、上記の「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい場合」に該当する状況であったと考えられる。

本状況に鑑みると、FSCCは十分な数量及び頻度で取引が行われている場合には該当しないものと考えられる。

ウ 小括

以上のとおり、FSCCは形式的には国内外の暗号資産交換所又は販売所に複数上場しているが、取引実態等を総合的に勘案した結果、2022年10月期においても、2023年10月期においても、活発な市場が存在するものとは考えがたい。そのため、K社が、FSCCを活発な市場が存在しない暗号資産と分類したことは妥当と考える。

(3) 処分見込価額を合理的に見積もることができるか

以上のとおり、FSCCは活発な市場のない暗号資産であり、活発な市場のない暗号資産については、処分見込価額（正味売却価額を含む）が合理的に見積もれない限り、ゼロ又は備忘価額まで減額するのが原則である。そこで、2022年10月期や2023年10月期において、K社において、FSCCの処分見込価額を見積もることができたかについて検討する。

ア 2022年10月期について

(ア)「独立第三者の当事者との相対取引を行った場合の価額」が存在するか否か。

K社が、関係会社や特別の利害関係を有する者以外の第三者の当事者と相対取引を行っている場合には、その価格が、時価や処分見込価額の検討において重要な指標となるものと考えられる。

K社は、Zaif価格が市場価格として存在していたため、「Zaif価格×数量＝時価」として処分見込価額を算定しているが、FSCCの評価を行う際に、「独立第三者」と呼べる相手先に対してFSCCの売却予定やFSCCを売却する場合の見積り等は取得しておらず、処分見込価額を算定・考慮する際に、「独立第三者の当事者との相対取引を行った場合の価額」であるという点は考慮していないものと考えられる。

また、カイカキャピタル（WC社）及び ████████ 社において、市場外でZaif価格で売却した実績（下記e.f.と思われる。）があるといっ

ても、WC 社及び █████ 社ともに協力関係にある企業であり、「独立第三者」とは言い難い。加えて、購入取引ではあるが、Zaif 価格を Discount した価格で FSCC を購入している実績が複数見受けられる。

このことより、カイカキャピタル（WC 社）及び █████ 社において市場外で Zaif 価格にて売却がなされた実績のみを基礎として独立第三者取引の価格基礎があったと言うことはできず、Zaif 価格が時価を構成する指標であるかどうかの判断には疑義が残る。よって、Zaif 価格が公正価格を構成しえないとは言い切れないものの、Zaif の市場価格が存在する事実の一事をもって、そのまま保有量を乗じて処分見込価額を算定することは妥当ではなく、2022 年 10 月期の FSCC の保有量が合理的に処分可能な量にあるかの検討は必要であったと考える。

上記の他、今回の調査にあたり、2022 年 10 月期までに、FSCC に関する相対取引として、下記の取引を行っていることが把握できた。

- a. █████ 社からの FSCC 購入取引（2022 年 10 月 K 社）
- b. █████ における FSCC 取得及び評価
- c. Z 社からの FSCC 購入取引（2021 年 2 月及び 2022 年 6 月 K 社）
- d. Z 社（ただし、実質的な相手先は WC 社）との FSCC クロス取引
（2022 年 1 月～2 月 K 社）

e. Z社への FSCC 売却 (2022 年 7 月 K 社)

f. [redacted]社へ FSCC 売却 (2022 年 4 月 28 日 K 社、[redacted]

[redacted])

いずれにしても、a.取引 b.取引以外は「独立第三者」との取引ではないことから、上記相対取引を、FSCC 評価の際に「独立第三者の当事者との相対取引を行った場合の価額」として考慮しなかったことには一定の合理性があると考えられるが、Zaif 価格より低い価格で FSCC 購入が行われていること、つまり売却側としては Zaif 価格より低い価格で FSCC を処分していることは、Zaif 価格が時価を構成しうる公正価格かどうかを評価する中で検討すべきポイントの一つであったと考える。

(イ) $Zaif \text{ 価格} \times \text{保有量} = \text{処分見込価額}$ として行った K 社の FSCC の評価の是非について

K 社は、Zaif 価格が市場価格として存在していることから、Zaif 価格 \times 保有量を処分見込価額として、FSCC の評価を行っている。上述のとおり、Zaif 価格は時価を構成する合理的指標であるということはいきれず、また、完全に否定もできない状況であり、2022 年 10 月期の FSCC の保有量が合理的に処分可能な量にあるかの検討が必要であった。そのため、2022 年 10 月期の K 社の判断については、慎重に検討すべきであったが、合理的に処分見込価額は見積もれる範囲内であったと考える。

理由は以下のとおりである。

- ・ Zaif は、実務報告第 38 号第 4 項 (4) に規定する「暗号資産販売所」に該当すると考えられること。
- ・ Zaif 価格は、実務報告第 38 号第 4 項 (7) に規定する「市場価格」に該当すると考えられること。
- ・ Zaif 価格が実務報告第 38 号第 4 項 (6) に規定する公正な評価額たる「時価」(単価) に該当するか否かは、市場価格が公正な評価額を示しているかどうかのポイントとなるが、以下の a~c からすると、K 社が Zaif 価格×保有量＝処分見込価額としたことは合理的な判断の範囲内であったと考えられる。
 - a. 2021 年の段階では Zaif において FSCC の取引量は比較的多く、Zaif が FSCC の市場として機能していたと考えられ、2022 年において取引量は減少しつつあったものの通常の市場サイクルの中の一時的な減少と考えることも否定できず、FSCC 流通市場として機能していないとまでは言えなかったと考えられる。
 - b. 2022 年 6 月の FSCC 取引は、別紙第 2 を見る限り、K 社を含む少数の関係者が少額の資金で同年 6 月 29 日及び 30 日に FSCC の売買取引を行うことにより同年 6 月末の Zaif 価格 (終値) を上昇させたようにも見えるため、本取引は実務報告第 38 号第 4 項 (6) でいうところの「取引

を実行するために必要な知識を持つ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引」とは認められないおそれがある。しかしながら、本取引実行から期末日たる 2022 年 10 月末まで 4 か月あり、その間にも Zaif において FSCC の取引は一定量行われており Zaif 価格も変動していることから、本取引の影響が 2022 年 10 月末まで継続していたと断定することはできず、この事象をもって 2022 年 10 月期の FSCC 評価を行う時点で、Zaif が FSCC の流通市場として機能していないと結論づけることまではできない。

- c. 2022 年 10 月期の FSCC 評価時点においては、Zaif における FSCC の 2022 年における取引量減少は一時的なものであり、2022 年 12 月期の決算の時点では、2022 年 10 月期以降に 2021 年の取引量以上となる可能性があると考えられることも不合理ではない。言い換えれば、K 社が保有する FSCC について Zaif 市場での売却（Zaif 価格による売却）が不可能であったと断定するのは困難であったと予想できる。

イ 2023 年 10 月期について

2022 年 10 月期（前記ア）に検討した事情に加えて、2023 年 10 月期においては、下記の事情が新たに生じている。

- ・ 2023年10月期末時点において、FSCCの評価を行う際、「独立第三者」と呼べる相手先に対してFSCCの売却予定やFSCCを売却する場合の見積り等は取得していないこと。
- ・ 2023年10月のM&Aにより、FSCCを大量[]にK社連結グループに受け入れ、2023年10月末保有残高は[]となったこと。
- ・ 2023年10月のM&Aで、被取得会社のFSCCの時価を検討した資料が特に見当たらず、先方の要請によりFSCCは簿価で受け入れていること。
- ・ KI社からのFSCC購入取引（2023年12月）、[]
- ・ 上記KI社との取引を含め、「独立第三者の当事者との相対取引を行った場合の価額」を、処分見込価額算定の際に考慮していないこと。
- ・ 2022年10月期に比して、ZaifでのFSCCの取引量、価格が下落傾向にあり、2021年からの流通量の下落が一時的ではないと考えられること。
- ・ ホワイトペーパー（2021年12月22日公表）に記載されているFSCCの事業計画等の進捗が良くないと考えられること。

(ア) 期末時点のFSCCのZaif価格が公正な評価額たる時価として認められるか

以上の事情を加味して、期末日時点の FSCC の Zaif 価格が公正な評価額たる時価と認められるか否かについて検討すると、Zaif は実務報告第 38 号第 4 項 (4) の「暗号資産販売所」に該当し、FSCC の Zaif 価格は、実務報告第 38 号第 4 項 (7) に規定する「市場価格」には該当するものと考ええる。

実務報告第 38 号第 4 項(6)

「時価」とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識を持つ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額をいう。なお、時価は、市場価格に基づく価額と市場価格がない場合の合理的に算定された価額により構成される。

実務報告第 38 号第 4 項(7)

「市場価格」とは、市場（取引所及びこれに類する市場のほか、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等も含まれる。）において形成されている取引価格（取引により成立している価格をいう。以下同じ。）、気配又は指標その他の相場をいう。なお、市場価格が公正な評価額を示している場合には、当該市場価格に基づく価額は時価に該当する。

しかしながら、以下の理由により、FSCC の Zaif 価格が、実務報告第 38 号第 4 項 (6) に規定する公正な評価額たる「時価」（注：こ

ここでは単価としての時価の意)には該当しないものと考える。すなわち、Zaif 価格は、実務報告第 38 号第 4 項 (7)「市場価格」ではあるが、以下の理由により公正な評価額、つまり「取引を実行するために必要な知識を持つ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額」を示していないと考えられる。

- ・ Zaif における FSCC 流通量及び価格が、2021 年は一定程度あったものの 2022 年、2023 年と継続して減少・下落しており、一般投資家が投資としてのメリットを感じられる市場状況になく、Zaif が FSCC の流通市場として機能していなかったと考えられること。
- ・ 相対取引における FSCC の購入単価を決定する上での Zaif 価格からの Discount 率が増加していること。
- ・ 2023 年 10 月の M&A において、FSCC の受入価格について簿価評価が妥当としており、簿価 < Zaif 価格評価額となっていること (Zaif 価格評価額より小さい金額である簿価で受入れをしていること)。

したがって、2023 年 10 月期においては、Zaif 価格は時価には該当せず、時価の構成要素にはなり得ないと考えられる。

上記から、本件は、実務報告第 38 号第 43 項に規定される資金の回収が確実な金額を見積ることは困難な場合に該当し、期末日における処分見込価額はゼロ又は備忘価額とすべきであったと考える。

本報告書としては、2023年10月期において、Zaif価格は「時価」の構成要素ではないと結論づけるものの、仮に、FSCCのZaif価格が、第4項(6)に規定する時価の構成要素であったという仮定をおいたとしても、以下の理由により、処分可能価額に関連する正味売却価額を見積もる際には十分なリスク・プレミアムを考慮すべきであったと考えられる。

- ・ 時価会計基準第13項参照。
- ・ Z社からのFSCC購入取引、FSCCの購入単価はZaif価格の約■%Discountとなっていること。
- ・ ■社からのFSCC購入取引 ■。
- ・ KI社からのFSCC購入取引 ■。
- ・ 2023年10月のM&A及び市場での流通量減少に伴い、市場における取引量に比してFSCCを大量保有していること。
- ・ 実務報告第38号第39項には、「暗号資産に活発な市場が存在する場合には、当該暗号資産の大量保有による市場価格への影響を考慮する必要性は高くないと判断した。」とあるが、本ケースは「活発な市場が存在しない場合」に該当するため、この考え方は採用されないこと。

以上の諸事情から、本件においては、リスク・プレミアムを考慮

すべきであるが、リスク・プレミアムを客観的に見積もることは困難である、又は、リスク・プレミアムをかなり高く設定すべき状況にあった、と考えられる。理由は、以下のとおりである。

- ・ 暗号資産市場の未成熟さ、実務報告第 38 号第 22 項においても暗号資産に関連するビジネスが初期段階にあると記されていること。
- ・ FSCC の取引実績が少ないこと。
- ・ 実務報告第 38 号第 44 項において、活発な市場が存在しない暗号資産の場合は、現時点において、その取引形態や価格形成の仕組みが現状において明らかではない旨言及されていること。
- ・ 実務報告第 38 号第 42 項において、正味売却価額を見積もることは一般的に困難な旨の記載があること。そのため、正味売却価額を見積もることが困難な場合として処分見込価額としてゼロ又は備忘価額を用いる取扱いが明記されていること。

上記から、2023 年 10 月期において、仮に、Zaif 価格が時価を構成しうる価格であったという仮定をおいたとしても、リスク・プレミアムを考慮した FSCC の正味売却価額を見積もるのは困難である、又は、かなり重要なリスク・プレミアムを見込む必要があり、処分可能価額はゼロに近いと考えられるため、2023 年 10 月期においては、FSCC はゼロ又は備忘価額まで評価減すべきであったと考える。

(イ) 小括

2023年10月期には、Zaif価格の大幅な下落とFSCC流通量の減退が明らかでFSCCの市場が十分に機能しなくなっていることが明確になっていたこと、K社での保有量が増加し、グループ内で保有するFSCCの量が多くなり、市場での処分が困難になっていることが容易に想定できる状況に至っていた事情を加味して考えると、同期末にはFSCCの処分見込価額はゼロ又は備忘価額と考えざるを得ず、少なくとも、2023年10月期末においては、ゼロ又は備忘価額まで評価減を実施すべきだったと考える。

第3 その他本調査により把握した事項等

1 K社の暗号資産に関する会計方針

- ・ 活発な市場が存在するものについては、決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は当期の損益として処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 活発な市場が存在しないものについては、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・ 活発な市場の有無は、対象暗号資産が国内外の暗号資産交換所又は販売所（国内の暗号資産交換所又は販売所とは金融庁の暗号資産交換業者登録一覧に登録されている暗号資産交換業者の交換所又は販売所を指す。）に複数上場し、時価が容易かつ継続的に測定できるものであることを基準とし、対象暗号資産の内容、性質、取引実態等を総合的に勘案し、判定

2 K社における2021年10月期以降のFSCCの評価の方法

K社は、FSCCを活発な市場が存在しない暗号資産として分類し、

- ・ 2024年10月期第1四半期までは、処分見込価額を期末日時点のZaif価格終値×数量と評価し、帳簿価額 \geq 処分見込価額の場合、帳簿価額との差額を評価損として計上
- ・ 2024年10月期第2四半期は、処分見込価額を備忘価額とし、帳簿価額との差額を評価損として計上

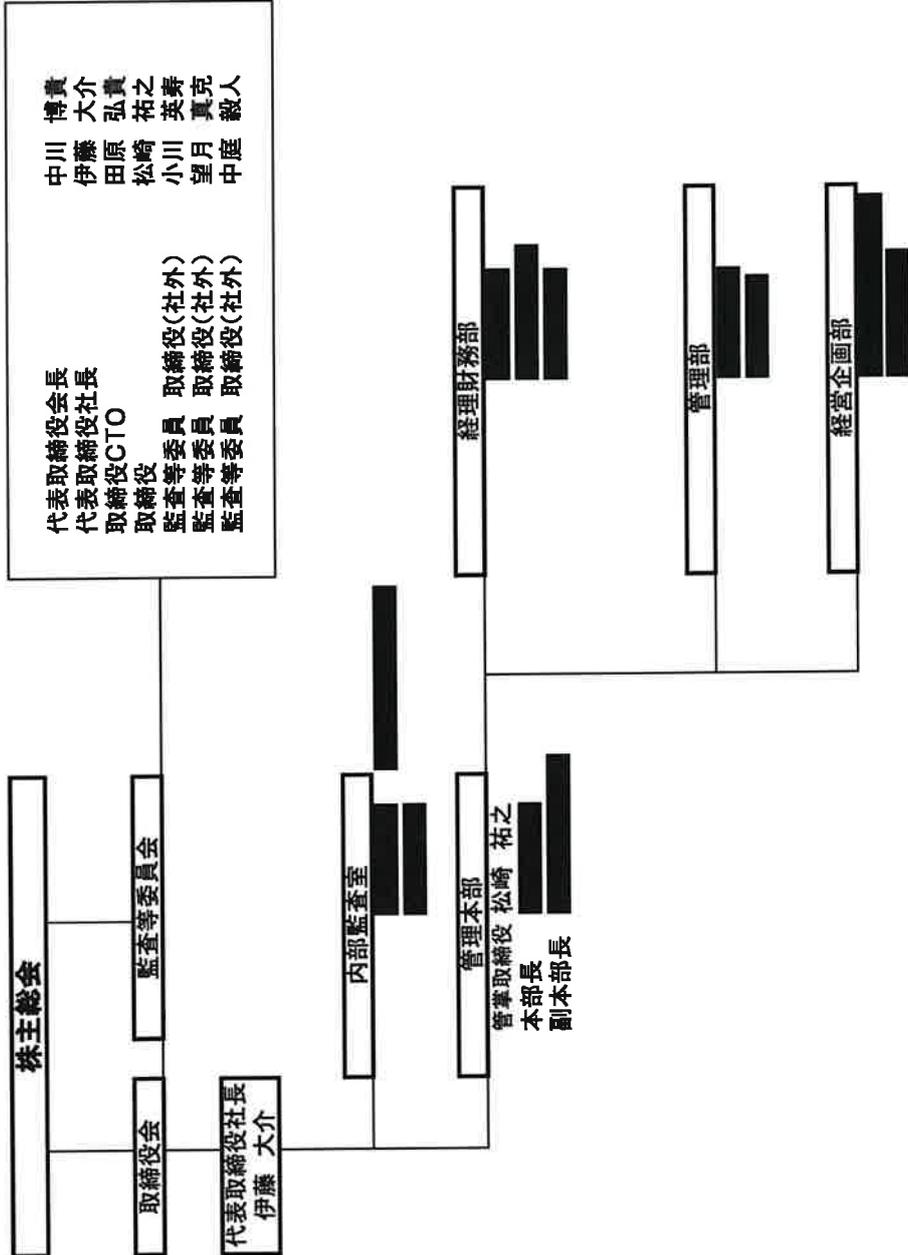
3 ZaifにおけるFSCC価格・取引量推移

ZaifにおけるFSCC価格及び取引量の推移については別紙4のとおりであり、長期的に、取引価格は下落し、取引量は減少する傾向が見られた。

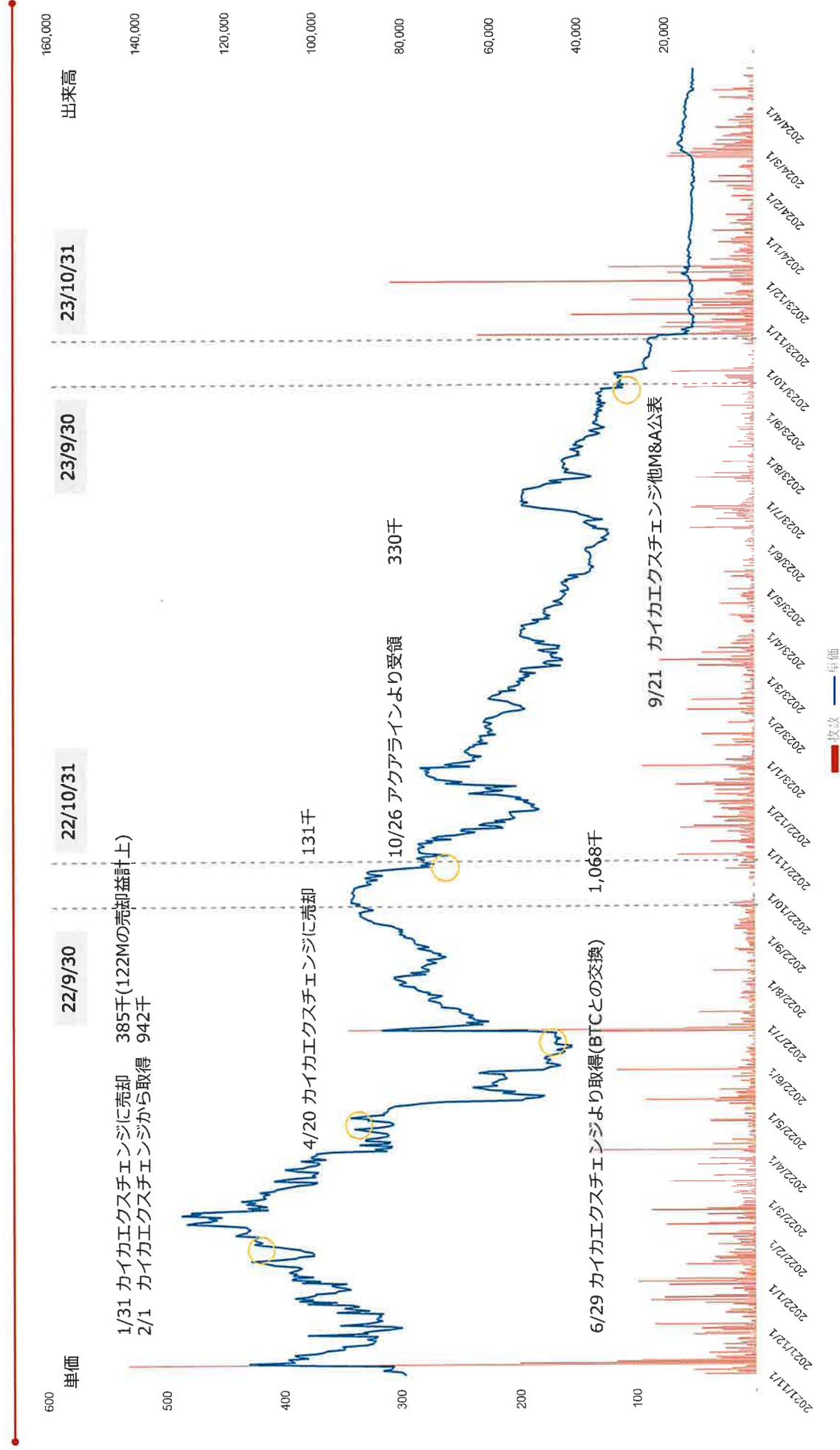
以上

株式会社クシム 組織図 (2024年9月1日付)

(名前)は兼務、名前の後の(出)は当社への受入出向者、(契)は契約社員、(派)は派遣社員を示す。



FSCC価格及び出来高推移



月別取引量・金額・最高値・最低値・出来高比率・回転月数

月日	(1) 取引量	取引平均単価	取引金額(千円)	最高値	最低値	(2) 総発行枚	(3) 一般投資家分 少額一括引当	(4) 出来高比率	(5) 出来高比率	(6) 出来高比率	(7) 出来高比率	(8) 出来高比率	(9) 出来高比率	(10) 回転月数
2021/11	397,138	377.84	150,054	295	411	50,000,000	8,371,329	470,004						
2021/12	175,885	354.19	62,296	296	370	50,000,000	8,371,329	470,004						
2022/1	185,011	390.14	72,181	330	413	50,000,000	8,371,329	163,303						
2022/2	138,570	448.54	62,154	400	470	50,000,000	8,371,329	1,104,882						
2022/3	106,080	388.97	41,261	360	426	50,000,000	8,371,329	1,104,882						
2022/4	110,436	325.74	35,974	290	370	49,663,375	8,371,329	987,479						
2022/5	107,331	227.75	24,444	170	322	49,663,375	8,371,329	987,479						
2022/6	189,650	247.76	46,988	150	215	49,663,375	8,371,329	2,066,059						
2022/7	79,743	267.09	21,298	222	287	49,663,375	8,371,329	2,674,436						
2022/8	46,491	281.98	13,110	260	304	49,663,375	8,371,329	2,674,436						
2022/9	71,215	318.60	22,689	285	340	49,663,375	8,371,329	2,669,354						
2022/10	54,751	284.97	15,602	240	341	49,663,375	8,371,329	2,999,228	3.3%	19.9%	55.4%	29.9年	5.0年	1.8年
2022/11	122,577	231.53	28,381	182	281	49,663,375	8,371,329	2,999,228	2.8%	16.6%	46.3%	35.8年	6.0年	2.2年
2022/12	166,532	230.54	38,392	180	277	49,663,375	8,371,329	2,999,228	2.8%	16.5%	46.0%	36.0年	6.1年	2.2年
2023/1	70,460	233.93	16,483	215	254	49,663,375	8,371,329	3,000,112	2.5%	15.1%	42.1%	39.3年	6.6年	2.4年
2023/2	63,921	209.88	13,416	194	226	49,663,375	8,371,329	3,000,112	2.4%	14.2%	39.6%	41.8年	7.0年	2.5年
2023/3	117,912	174.62	20,590	158	200	49,663,375	8,371,329	3,000,112	2.4%	14.3%	40.0%	41.4年	7.0年	2.5年
2023/4	45,964	172.37	7,923	158	199	49,428,440	8,371,329	3,000,112	2.3%	13.6%	37.9%	43.5年	7.4年	2.6年
2023/5	43,576	148.09	6,453	135	164	49,428,440	8,371,329	3,000,171	2.2%	12.8%	35.6%	46.1年	7.8年	2.8年
2023/6	107,202	152.93	16,395	113	168	49,428,440	8,371,329	3,014,208	2.0%	11.8%	32.9%	49.9年	8.5年	3.0年
2023/7	66,502	164.02	10,908	132	198	49,428,440	8,371,329	3,028,720	2.0%	11.7%	32.3%	50.6年	8.6年	3.1年
2023/8	42,513	142.42	6,055	125	161	49,428,440	8,371,329	3,031,291	2.0%	11.6%	32.1%	50.8年	8.6年	3.1年
2023/9	74,093	119.56	8,859	101	134	49,428,440	8,371,329	3,036,012	2.0%	11.7%	32.1%	50.6年	8.6年	3.1年
2023/10	132,790	70.90	9,415	50	117	49,428,440	8,371,329	12,731,120	2.1%	12.6%	8.3%	46.9年	7.9年	12.1年
2023/11	229,184	52.68	12,073	50	55	49,428,440	8,371,329	12,737,786	2.3%	13.9%	9.1%	42.6年	7.2年	11.0年
2023/12	243,534	54.56	13,286	51	57	49,428,440	8,371,329	14,475,132	2.5%	14.8%	8.6%	39.9年	6.6年	11.7年
2024/1	64,570	53.08	3,427	52	55	49,428,440	8,371,329	14,477,767	2.5%	14.7%	8.5%	40.1年	6.6年	11.6年
2024/2	88,506	51.97	4,599	50	53	49,428,440	8,371,329	14,477,167	2.5%	15.0%	8.7%	39.3年	6.7年	11.5年
2024/3	157,589	59.70	9,409	54	64	49,428,440	8,371,329	14,473,267	2.6%	15.5%	9.0%	38.1年	6.6年	11.2年
2024/4	41,979	53.46	2,244	50	59	49,428,440	8,371,329	14,473,267	2.6%	15.4%	8.9%	38.3年	6.6年	11.2年

クシムグループFSCC保有量推移

	22/10期			23/10期			24/10期(2Q)		
	個数	金額	単価	個数	金額	単価	個数	金額	単価
FSCC									
クシム	2,312,466	534,665	231.2	2,326,958	144,220	62.0	4,702,692	0	0.0
クシムインサイト	0	0	80.0	1,351	159	118.0	1,351	0	0.0
クシムソフト	608,377	114,584	188.3	629,318	74,259	118.0	7,363	0	0.0
チューーリンガム	78,385	26,815	342.1	78,385	9,249	118.0	78,385	0	0.0
Zaif			-	33,796	2,687	79.5	46,089	0	0.0
Web3キャピタル			-	9,691,286	570,356	58.9	9,683,476	0	0.0
合計	2,999,228	676,065	225.4	12,761,094	800,931	62.8	14,519,356	0	0.0
総発行数量	49,663,375			49,428,440			49,428,440		
所有比率	6.0%			25.8%			29.4%		